

内閣官房・外務省共催 尖閣諸島と竹島の史料 に関する企画展示



平成29年3月15日(水)～3月31日(金)

共催：内閣官房領土・主権対策企画調整室、外務省

会場：外務省外交史料館 別館展示室

開館時間：土日・祝日を除く10時～17時30分

上 魚釣島(尖閣諸島)

下 竹島の図と八幡伊三郎日誌

開催にあたって

平成 29 年 3 月 15 日から 3 月 31 日まで、内閣官房と外務省の共催で「尖閣諸島と竹島の史料に関する企画展示」を外交史料館別館展示室にて開催します。

この展示では、尖閣諸島及び竹島が日本固有の領土であることの根拠となる史料を紹介します。

本展示を通じて、尖閣諸島と竹島に対する関心を高め、日本国の領土に関する理解の促進へとつながれば幸いです。

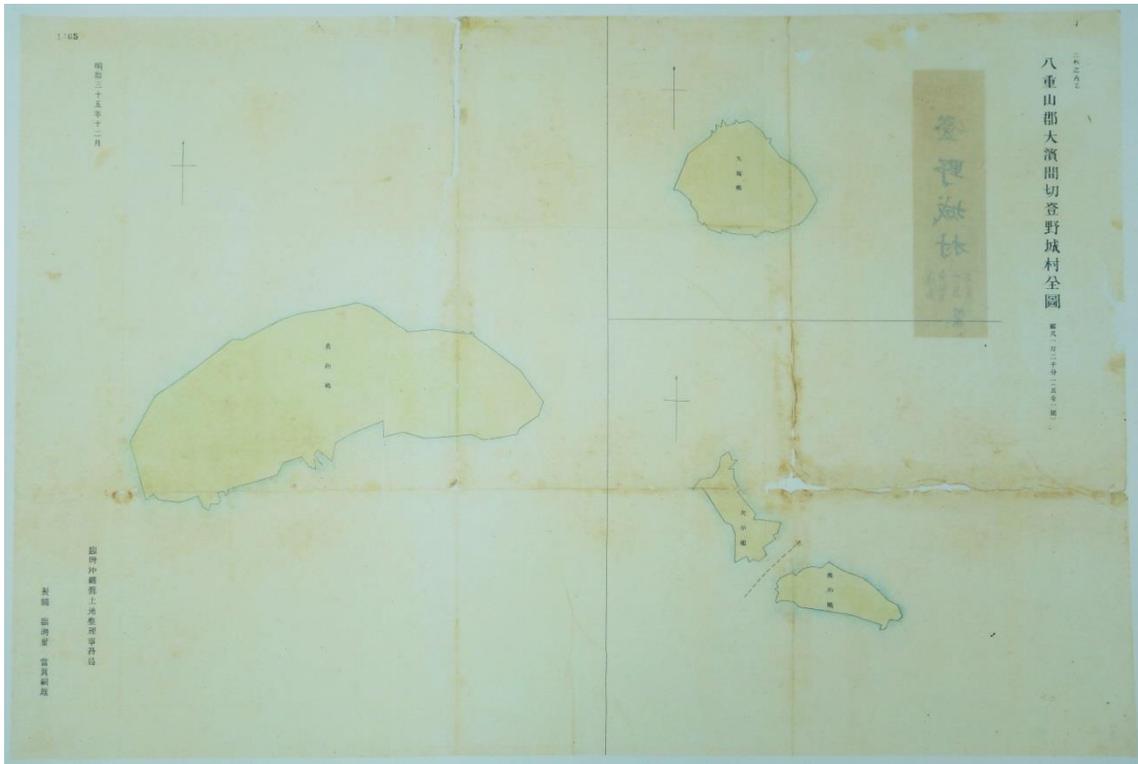
尖閣諸島関連史料

尖閣①

1902年（明治35）12月 臨時沖縄県土地整理事務局製図
八重山郡大浜間切登野城村全図 〈複製〉

1899年（明治32）に沖縄県土地整理法が制定され、同法に基づき設置された臨時沖縄県土地整理事務局が、尖閣諸島において土地整理事業（測量及び地租改正）を実施し、同諸島の測量の結果、調製された土地整理図。同事務局は沖縄本島について1903年（明治36）、宮古・八重山諸島について1902年（明治35）に土地整理事業を完了した。

【石垣市史編集室所蔵】



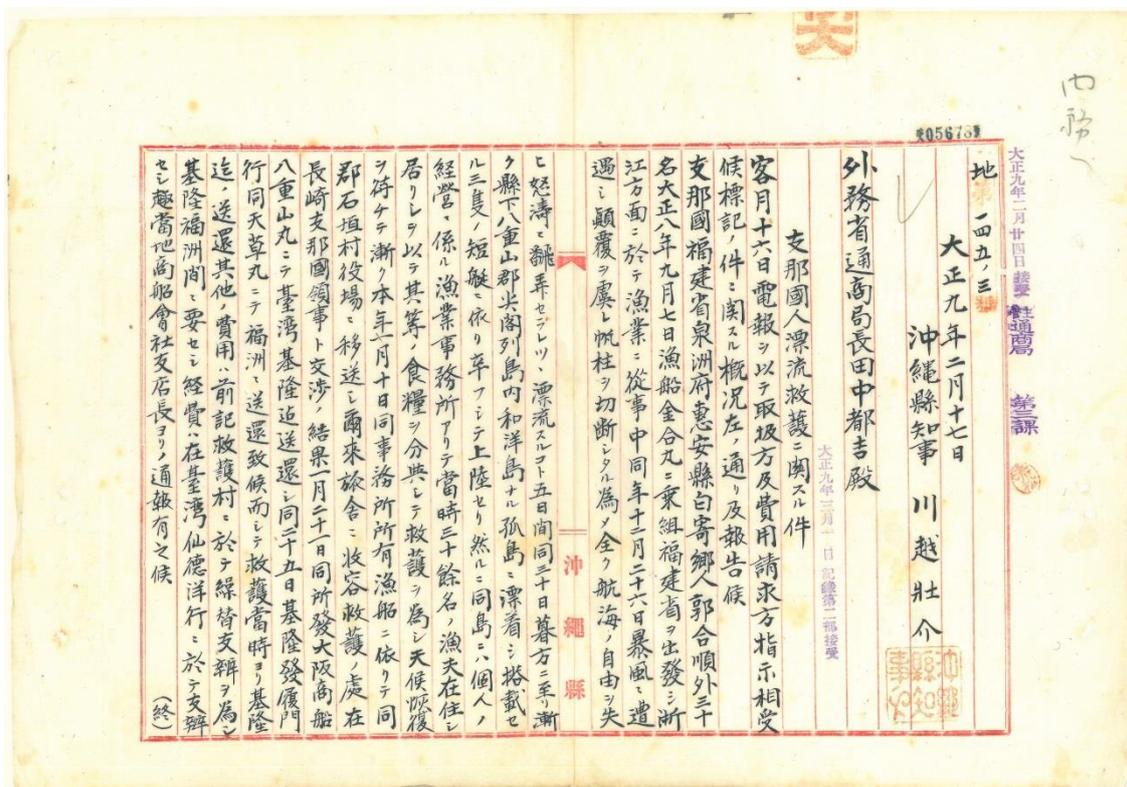
尖閣②

1920年（大正9）2月17日付

川越壯介沖繩県知事より田中都吉外務省通商局長宛て公信地第一四五ノ三号

前年12月、暴風で遭難し尖閣諸島に漂着した中国福建省の漁民31名を、日本人漁業関係者が救護し、石垣島まで移送の上、中華民国駐長崎領事との交渉の結果、台湾基隆を経て福州へ送還した経緯を、沖縄県から外務省へ報告した文書。当時、尖閣諸島には日本人が経営する漁業事務所があり、30名以上の日本人従業員が在住しており、彼等が漂流民を救助したことが記されている。

【外務省外交史料館所蔵】



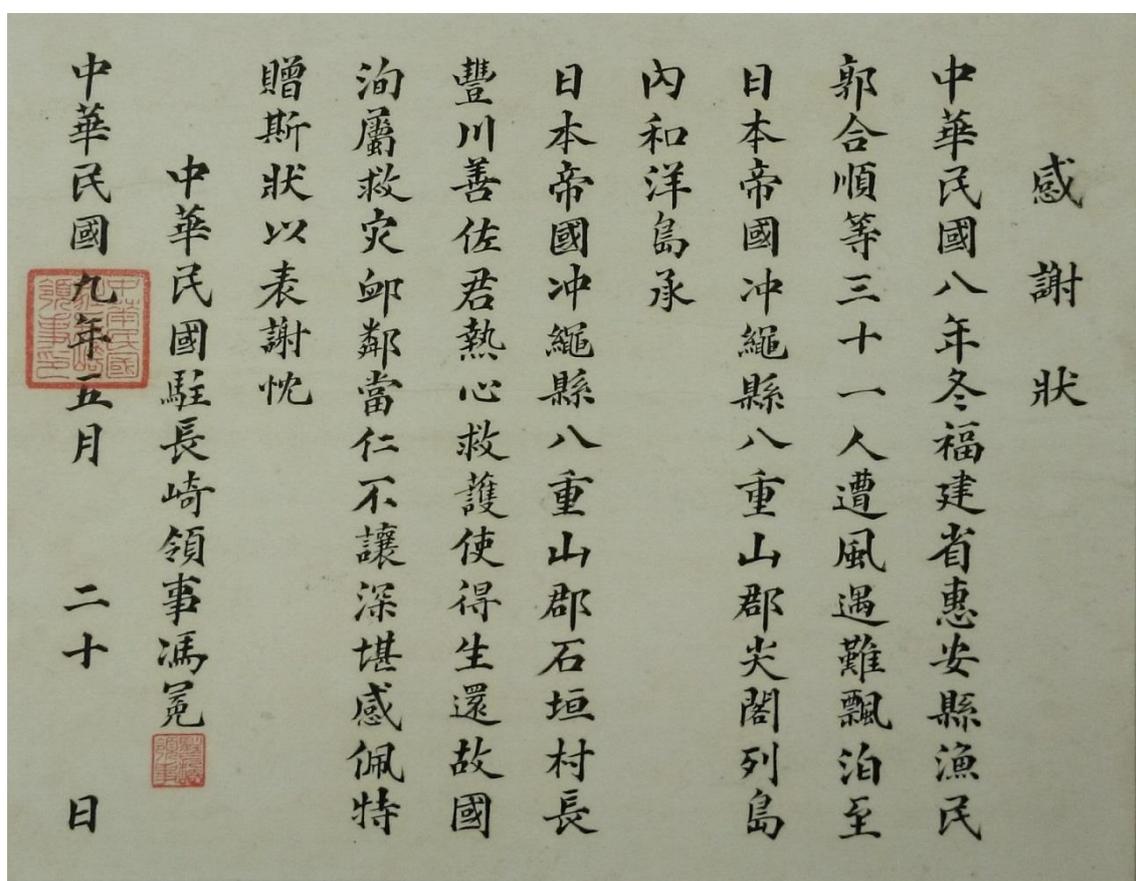
尖閣③

1920年（大正9）5月20日付

尖閣列島遭難 中華民国感謝状 豊川善佐宛て 〈複製〉

前年12月、暴風で遭難し尖閣諸島に漂着した中国福建省の漁民の救護にあたった石垣村長豊川善佐に対する中華民国駐長崎領事からの感謝状。漂流民が漂着した場所として「日本帝国沖縄県八重山郡尖閣列島内和洋島」（現在の尖閣諸島魚釣島）と記載されている。

【石垣市立八重山博物館所蔵】



サンフランシスコ平和条約〈複製〉

(尖閣諸島・竹島の両方にかかる史料)

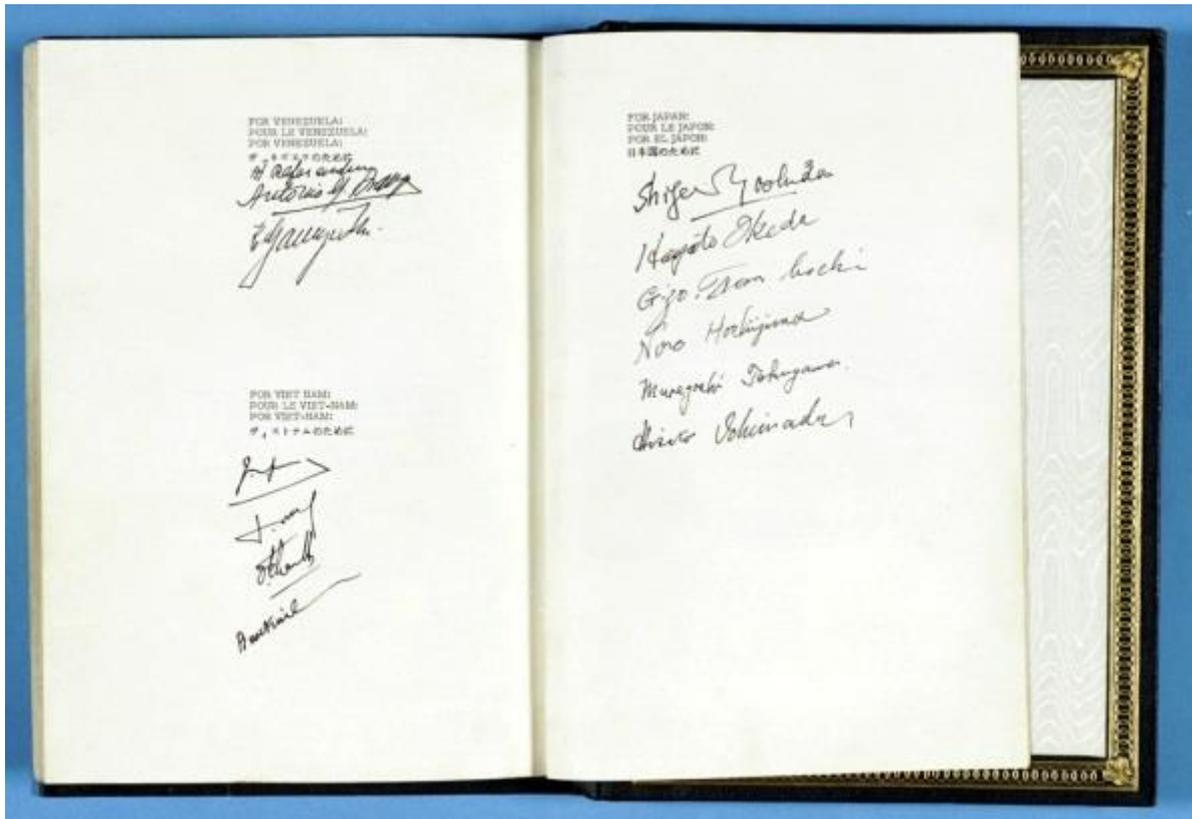
1951年(昭和26)9月8日調印

1951年9月8日、講和会議に出席した国のうちソ連など3か国を除く49か国の全権によって署名された。日本側は順に、吉田茂、池田勇人、苫米地義三、星島二郎、徳川宗敬、一万田尚登の各全権が署名。

この条約の第2条(a)では、日本が朝鮮の独立を承認するとともに、放棄すべき地域に「済州島、巨文島、鬱陵島を含む朝鮮」が規定されたが、竹島は日本が放棄すべき地域に含まれていない。

また、尖閣諸島は、同条約第2条(b)に基づいて、日本が放棄した領土には含まれず、日本の南西諸島の一部として米国の施政下に置かれた。

【外務省所蔵】



(参考) サンフランシスコ平和条約における竹島の取扱い

サンフランシスコ平和条約の草案に、日本が放棄すべき地域として「済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮」と規定されたことを知った韓国は、1951年7月、梁(ヤン)駐米韓国大使からアチソン米国务長官宛ての書簡を提出した。その内容は、「我が政府は、第2条a項の『放棄する』という語を『(日本国が)朝鮮並びに済州島、巨文島、鬱陵島、独島及びパラン島を含む日本による朝鮮の併合前に朝鮮の一部であった島々に対するすべての権利、権原及び請求権を1945年8月9日に放棄したことを確認する。』に置き換えることを要望する。」というものだった。

この韓国側の意見書に対し、米国は、同年8月、ラスク極東担当国务次官補から梁大使への書簡をもって次のとおり回答し、韓国側の主張を明確に否定した。

「・・・合衆国政府は、1945年8月9日の日本によるポツダム宣言受諾が同宣言で取り扱われた地域に対する日本の正式ないし最終的な主権放棄を構成するという理論を(対日平和)条約がとるべきだとは思わない。ドク島、または竹島ないしリアンクール岩として知られる島に関しては、この通常無人である岩島は、我々の情報によれば朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく、1905年頃から日本の島根県隠岐島支庁の管轄下にある。この島は、かつて朝鮮によって領有権の主張がなされたとは見られない。・・・」
これらのやり取りを踏まえれば、サンフランシスコ平和条約において竹島は我が国の領土であるということが肯定されていることは明らかである。

竹島関連史料

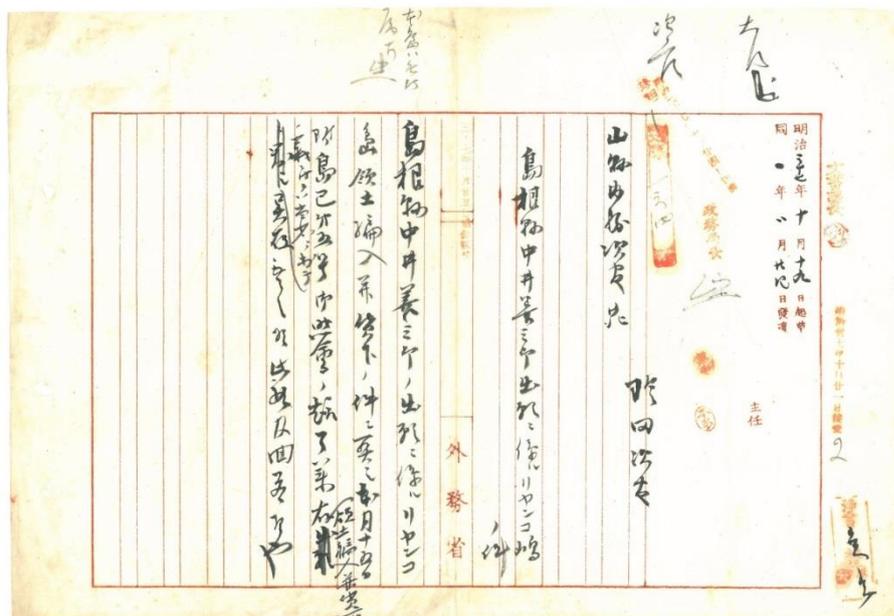
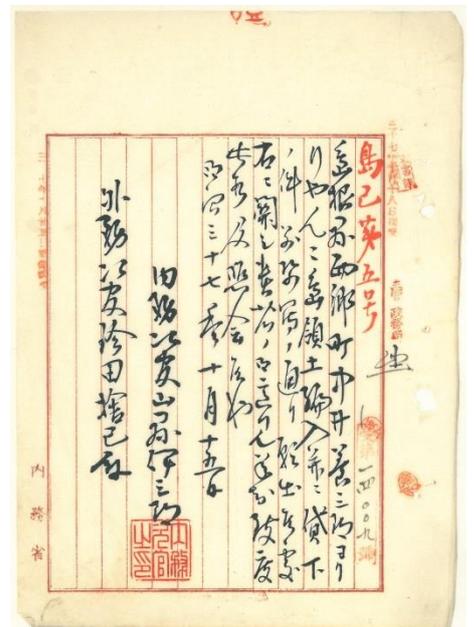
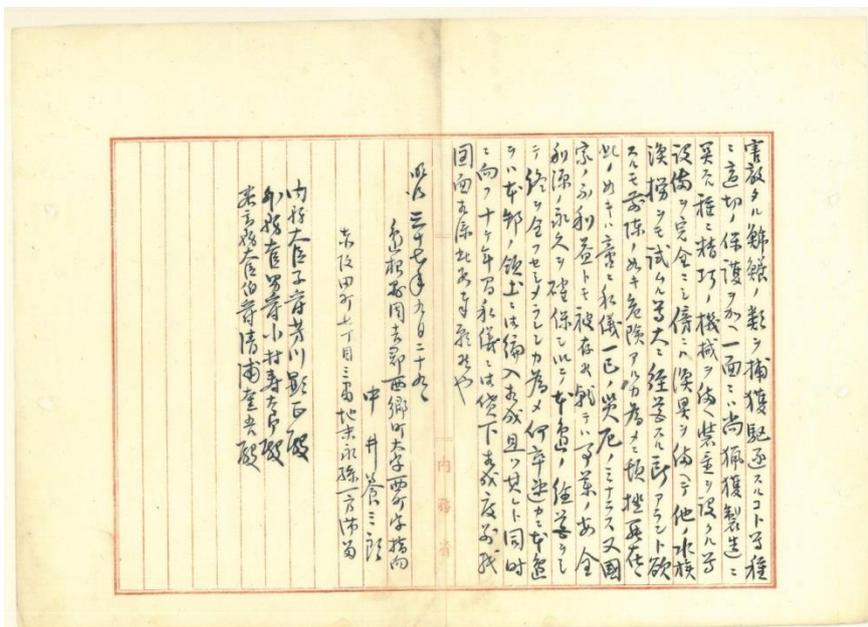
竹島①

1904年（明治37）10月15日付

山縣伊三郎内務次官より珍田捨巳外務次官宛て公信島己第五号

竹島（「りゃんこ島」）の日本領土編入と貸し下げに関する中井養三郎（島根県西郷町在住）の出願に対し、内務省が外務省の意見を問い合わせた文書。添付された中井の願書には、同島の自然環境やアシカ猟が有望であることなどが記されている。外務省は内務省に対し、10月24日付公信で異存がないと回答。日本政府は翌年1月28日、竹島の島根県編入を閣議決定した。

【外務省外交史料館所蔵】



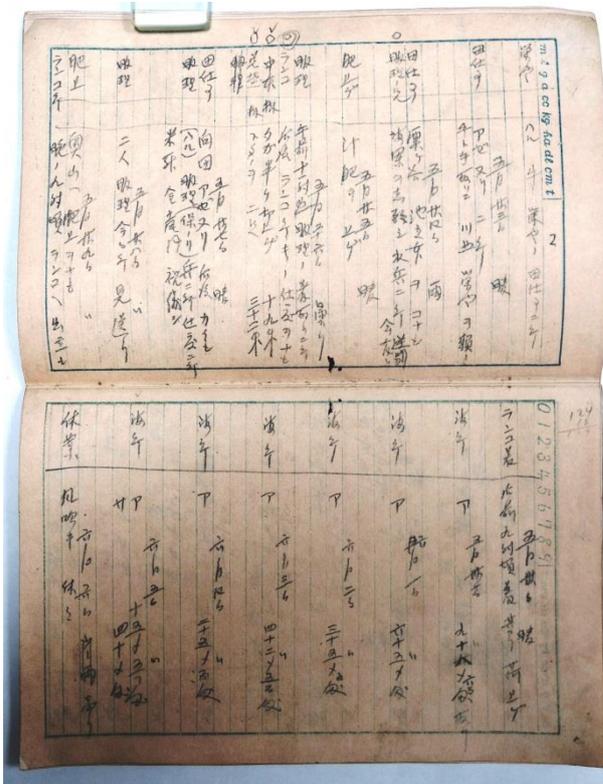
竹島②

八幡伊三郎日誌簿 昭和十二年度 〈複製〉

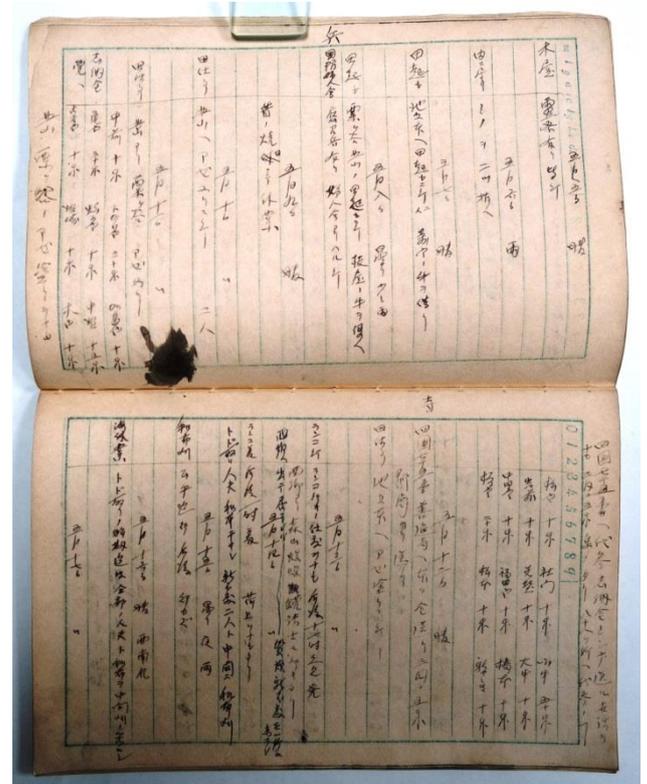
八幡伊三郎日誌 昭和十二年十一月一日から昭和十三年末迄

八幡伊三郎（島根県隠岐の島久見地区在住）による手書きの日誌。八幡の業務日誌類（1911年（明治44）から1987年（昭和62）までの計115冊）のうち、竹島（「ランコ」）への出漁記録がある日誌計3冊のうちの2冊。竹島までの航海の時間、竹島の天候、アワビやサザエなどを捕る「かなぎ漁」の漁獲量、出漁・帰漁前後の様子などが記されている。八幡は1936年（昭和11）6月及び9月、1937年（昭和12）5月～6月、1938年（昭和13）5月～6月、計4回竹島へ出漁している。

【隠岐の島町役場所蔵】



八幡伊三郎日誌
昭和十二年一月一日から
昭和十二年十月三十一日迄



八幡伊三郎日誌
昭和十二年十一月一日から
昭和十三年末迄

竹島③

八幡伊三郎 竹島ノ図 〈複製〉

1977年（昭和52）3月に八幡伊三郎が竹島での漁獵活動の記憶を基に描いた竹島の図。アワビの漁場などが記されている。

【隠岐の島町役場所蔵】

